

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る取組等について

大阪府環境農林水産部環境管理室

1 注意喚起等について

<府が注意喚起を行う場合（まとめ）>

■府は、国の暫定指針において、注意喚起の指針値（日平均濃度 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予測される以下の場合に、注意喚起を行う。

○早朝の注意喚起（従来どおり）

・午前5,6,7時の3時間平均濃度が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

○昼の注意喚起（新たに追加）

・午前5時から12時までの8時間平均濃度が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

■また、府独自に、大阪管区气象台が黄砂情報を発出した場合の情報発信も引き続き行う。

(1) 注意喚起等のこれまでの実施状況

○府は、環境省が注意喚起のための暫定的な指針を策定したことに伴い、3月1日から、早朝の注意喚起の運用を開始した。

○また、3月9日に黄砂の飛来により昼頃から濃度が上昇し、注意喚起の指針値（日平均濃度 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を1局で超えたことから、大阪管区气象台が地域黄砂情報を発表した場合に、府独自に黄砂の情報を発信することとした。

○注意喚起や黄砂の情報は、府のHPや防災情報メールで配信するなど、府民に広く発信することとしている。なお、これまで、実際に発信する状況には至っていない。また、10月初旬以降、中国で大気汚染が深刻化したが、府域ではこれが原因と考えられる濃度上昇は見られていない。

(2) 今秋から来春までの高濃度期に備えた取組み

○11月から秋の黄砂の時期に入り、春にかけて濃度が高くなりやすい時期になることから、以下の取組を実施した。

・10月中旬：庁内関係課や市町村を通じて、防災情報メールの登録や行動の目安の点検について周知

・10月31日：防災情報メールの登録をいただいている方に行動の目安を再確認いただくため、お知らせメールを配信

(3) 昼の注意喚起の導入・運用について

○11月13日開催の環境省の専門家会合において、注意喚起の判断をよりの確に行うため、早朝の注意喚起に加えて、午後からの活動に備えた「昼の注意喚起」を追加する方針が承認された。

○11月29日、府は、環境省が注意喚起の判断方法を正式に見直したことに伴い、昼についても注意喚起の運用を開始した。

2 平成 24 年度における PM_{2.5} 濃度の環境基準達成状況

○平成 24 年度は、有効測定局 33 局中 1 局が環境基準を達成した。

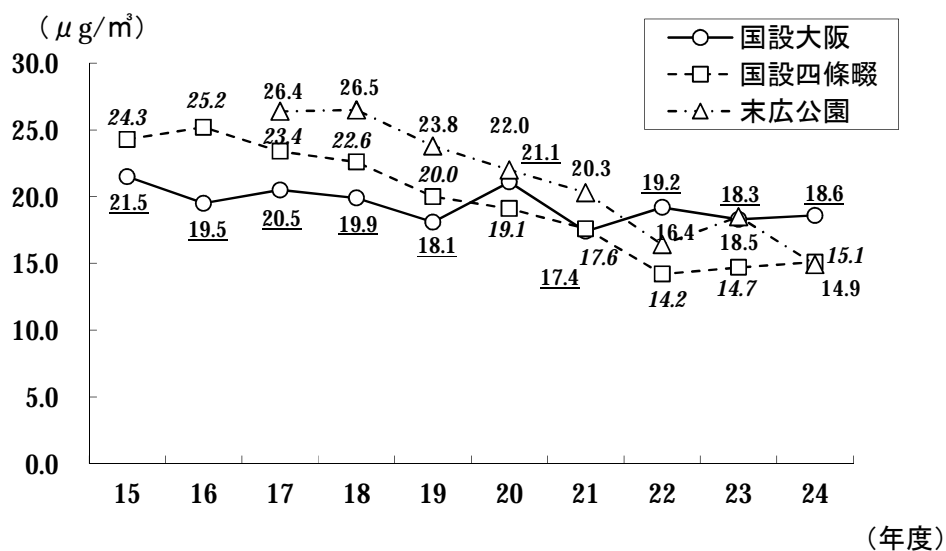
○その内訳は、一般環境局は 21 局中 1 局が達成し、自動車排ガス測定局は 12 局全てが未達成であった。

※なお、環境省の発表による平成 23 年度の日本全国の様子は、以下のとおり。

- ・一般環境局、自動車排ガス局ともに、7 割以上の測定局が環境基準を未達成
- ・特に、西日本のほとんどの府県における環境基準達成率は 0% であった。

※環境基準が設けられる以前より測定を行っている「国設大阪」「国設四條畷」「末広公園」の 3 局での経年変化を見ると、緩やかな改善傾向で推移している。

微小粒子状物質の年平均濃度の推移（非認定局）



3 PM_{2.5} の常時監視について

○府は、大気環境のより一層質の高い測定データの把握・蓄積を図るため、10 月 21 日から、以下の 3 局で新たに測定を開始した。

- ・茨木市役所局、豊能町役場局、南海団地局（阪南市）

○現在は、府管理局 20 局、政令市（※）管理局 27 局の計 47 局で監視している。

※大気汚染防止法の政令市：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、吹田市、枚方市、八尾市の計 8 市

【参考 1】PM_{2.5}に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示）

(1) 設定の考え方

環境基本法に基づく行政上の目標となる値で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい水準。

＜環境基準を定めたときの環境省通知（平成 21 年 9 月 9 日）＞

- ・環境基準は、地域の人口集団の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準。
- ・超過した場合でも、直ちに人の健康に影響が現れるというものではない。

(2) 濃度水準

- ① 1 年間の平均値（年平均値）で評価する長期基準： $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$
- ② 1 日の平均値（日平均値）で評価する短期基準： $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$

(3) 評価方法

年間 250 日以上測定されている測定局（有効測定局）について、以下の評価方法により、長期基準と短期基準の両方を達成した場合に、環境基準を達成したものとする。

- ① 長期基準の評価方法
 - ・年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っていること。
 - ② 短期基準の評価方法
 - ・日平均値の年間 98% 値（※）が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っていること。
- ※年間 365 個の日平均値がある場合、高いほうから見て 8 番目の日平均値

【参考 2】注意喚起のための暫定的な指針について

（平成 25 年 3 月 1 日、11 月 28 日環境省通知）

(1) 設定の考え方

健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準。

(2) 濃度水準（暫定指針値）

1 日の平均値（日平均値）： $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

(3) 注意喚起の判断方法

注意喚起の判断は、一般環境大気測定局における当該日の PM_{2.5} 濃度の日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される場合（以下の①又は②）に行うことが適当であるとされている。

- ① 早朝の注意喚起
 - ・地域内の複数の一般環境大気測定局の午前 5、6、7 時の 3 時間平均濃度の中央値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。
- ② 昼の注意喚起（11 月 28 日追加）
 - ・地域内の複数の一般環境大気測定局の午前 5 時から 12 時までの 8 時間平均濃度の最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。